

国保運営方針策定に当たっての検討体制について（案）

国（国保基盤強化協議会事務レベルWG）において、新しい財政運営の仕組みや、国民健康保険運営方針の策定要領等に関する議論が行われ、平成28年1月18日に国保運営方針策定要領（案）（以下「策定要領」という。）が示されたところである。

都道府県においては、策定要領を踏まえ、市町村等と検討を行い、国保運営方針を定めるための準備を速やかに行い、平成29年度内に策定する必要があるが、国保運営方針の策定（検証及び見直し）に当たっては、策定要領「3. 主な記載事項」に記載される事項（(1)～(8)）について、策定要領「2. 策定の手順等」により、保険者としての都道府県及び市町村、審査・支払事務等の実施者である国民健康保険団体連合会等の関係者の意見を十分聴くとともに、必要に応じて意見の調整を図る必要がある。

京都府においては、関係者の意見を聴く場として、既に「京都府市町村国保広域化等に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置していることから、協議会を策定要領に記載される“市町村等の連携会議”に位置づけ、推進会議・部会を活かしつつ、平成28年度以降の検討に当たっては、以下のとおり、項目にあった検討体制を柔軟に組んでいくこととする。

記

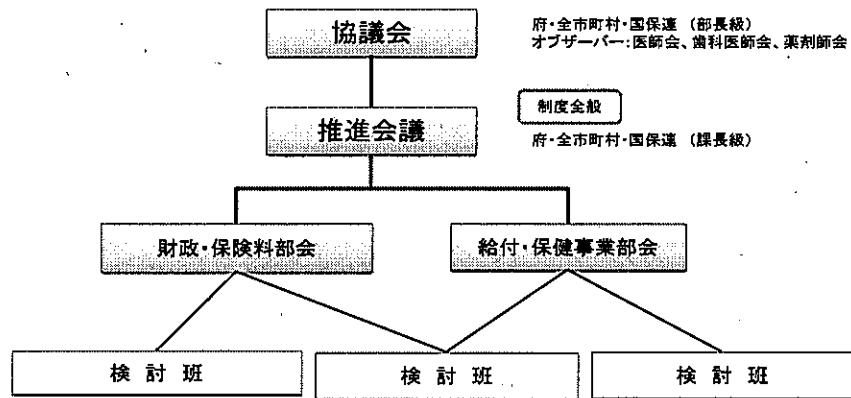
1 検討体制の考え方

平成26年度以降、4つの作業部会を2つの部会に再編、あわせて、制度全般に関する事項、部会の議論等を踏まえて協議会に諮る事項等を協議・調整するため、全市町村の課長級で組織する「推進会議」を新設し、運営してきたところ。

今後、国保運営方針策定に当たって検討すべき項目が多岐にわたるため、部会内あるいは部会をまたいで各項目を検討する「検討班」を適宜設置し、効率的に検討を進める。

※ 項目によっては、京都府の医療担当、健康担当、介護担当、薬事担当部門などとの検討・協議が必要であることから、京都府の府内組織「あんしん医療制度構築プロジェクト」で検討・協議し、協議会（推進会議・部会）にフィードバックする。

2 検討体制案のイメージ



※検討班の設置・構成は、地域別、保険者規模別などに配慮し、部会内において定めることとする。

3 各項目の検討スケジュール

項目	平成28年度			平成29年度		
	前期	中期	後期	前期	中期	後期
(1)国民健康保険の医療に要する費用及び財源の見通し			→			
(2)市町村における保険料の標準的な算定方式に関する事項		→	→ (試算)			
(3)市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項		→				
(4)市町村における保険給付の適正な実施に関する事項		→				
(5)医療費の適正化に関する事項		→				
(6)市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項		→				
(7)保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項		→				
(8)施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整		→				
			方向性のとりまとめ			
				市町村へ意見聴取		
					京都府国保運営協議会審議・諮詢・答申	
						決定・公表

別紙1

協議会・推進会議・部会(班会議)の役割、関係等

区分	構成	協議・検討事項	
協議会	【委員】 府・市町村 国保連 【オブザーバー】 医師会、歯科医師会、薬剤師会	部長級 理事等	1 広域化等支援方針に基づく施策等の推進 2 広域化等支援方針の改定 3 都道府県単位化後の制度運営のあり方 4 制度改正に関する意見表明 5 その他広域化の推進に関すること
推進会議	府・市町村 国保連	課長級	1 広域化等支援方針の進行管理 2 広域化等支援方針の見直し検討 3 都道府県単位化後の運営体制等の検討 4 部会の運営管理 5 協議会議題等の調整 6 その他情報共有・協議調整
部会	【委員】 府・市町村 国保連 【オブザーバー】 府関係課等	補佐級・係長級	1 課題の研究・調査 2 課題への提案 3 関係する事項の情報共有等
班会議	府・市町村 国保連	実務担当者	①課題の提示 ②調査・研究 ③調査・研究結果の報告 ④調査等結果の確認、評価 ①検討等の指示 ②検討 ③検討結果等の報告 ④確認・合意

【部会の構成・課題項目】

財政・保険料部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の医療に要する費用及び財源の見通しに関する事項 ・ 保険料の標準的な算定方式に関する事項 ・ 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
給付・保健事業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項 ・ 医療費の適正化に関する事項

※ 地域ごとの課題等の必要に応じて「ブロック別意見交換会」を開催

推進会議・各部会の構成市町村(平成26年4月1日～)

医療圏	団体数	市町村	推進会議	部会	
				財政・保険料	給付・保健事業
丹後	4	宮津市	○		○
		京丹後市	○	○	
		伊根町	○	○	
		与謝野町	○		○
中丹	3	福知山市	○		○
		舞鶴市	○	○	
		綾部市	○		○
南丹	3	亀岡市	○		○
		南丹市	○	○	
		京丹波町	○	○	
京都・乙訓	4	京都市	○	○	○
		向日市	○	○	
		長岡京市	○		○
		大山崎町	○	○	
山城北	7	宇治市	○	○	
		城陽市	○		○
		八幡市	○		○
		京田辺市	○	○	
		久御山町	○		○
		井手町	○	○	
		宇治田原町	○	○	
山城南	5	木津川市	○	○	
		笠置町	○	○	
		和束町	○		○
		精華町	○		○
		南山城村	○		○
		団体数	26	14	13
			国保連	国保連	国保連
			オブザーバー	府:自治振興課 地方税機構	府:健康対策課、薬務課

京都府市町村国保広域化等に関する協議会の設置及び運営に関する要綱の改正案について

旧	新
(目的) 第1条 府民の医療に対する安心の確保を図り、市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）の事業運営の広域化及び財政の安定化について総合的に検討を行い、市町村国保の都道府県単位での一元化を推進するため、京都府市町村国保広域化等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。	(目的) 第1条 府民の医療に対する安心の確保を図り、市町村国民健康保険（以下「市町村国保」という。）の事業運営の広域化及び財政の安定化等について総合的に検討を行うため、京都府市町村国保広域化等に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
(組織) 第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 京都府及び市町村の国民健康保険の事務を担任する部長又はこれに相当する職にある者 (2) 京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の役職員のうち市町村国保の広域化の事務を担任する者	(組織) 第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 京都府及び市町村の国民健康保険の事務を担任する部長又はこれに相当する職にある者 (2) 京都府国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の役職員のうち市町村国保の広域化の事務を担任する者
(会議) 第3条 協議会の会議は、京都府健康福祉部長が招集し、主宰する。 2 京都府健康福祉部長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。	(会議) 第3条 協議会の会議は、京都府健康福祉部長が招集し、主宰する。 2 京都府健康福祉部長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
(所掌事項) 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 京都府国民健康保険広域化等支援方針の推進等に関する事項 (2) 市町村国保の都道府県単位での一元化における運営等に関する事項 (3) その他協議会の目的の達成に必要な事項	(所掌事項) 第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。 (1) 京都府国民健康保険広域化等支援方針の推進等に関する事項 (2) 国民健康保険運営方針の検討に関する事項 (3) その他協議会の目的の達成に必要な事項
(推進会議) 第5条 協議会に推進会議を置く。 2 推進会議は、京都府及び市町村並びに連合会の市町村国保の広域化の事務を担任する課長の職にある者をもって構成する。 3 推進会議は、協議会の目的の達成のために必要な施策の実施等について、協議、調整等を行う。 4 推進会議は、京都府健康福祉部医療企画課長が招集し、主宰する。 5 京都府健康福祉部医療企画課長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。 6 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。	(推進会議) 第5条 協議会に推進会議を置く。 2 推進会議は、京都府及び市町村並びに連合会の市町村国保の広域化の事務を担任する課長の職にある者をもって構成する。 3 推進会議は、協議会の目的の達成のために必要な施策の実施等について、協議、調整等を行う。 4 推進会議は、京都府健康福祉部医療企画課長が招集し、主宰する。 5 京都府健康福祉部医療企画課長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。 6 推進会議に、必要に応じて部会を置くことができる。
(庶務) 第6条 協議会の庶務は、京都府健康福祉部医療企画課において処理する。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議において定める。	(庶務) 第6条 協議会の庶務は、京都府健康福祉部医療企画課において処理する。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議において定める。
附 則 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 2 この要綱に基づく協議会は、この要綱の施行前に存在した京都府市町村国保広域化等に関する協議会の業務を引き継ぐものとする	附 則 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 2 この要綱に基づく協議会は、この要綱の施行前に存在した京都府市町村国保広域化等に関する協議会の業務を引き継ぐものとする <u>附 則</u> この要綱は、平成28年4月1日から施行する。